

三春滝桜 観桜料変更のお知らせ



三春町では、「三春滝桜観桜料徴収条例」を制定し、三春滝桜の観桜期間（開花期間）において、観桜客の皆さまに「観桜料」の負担をお願いしています。

令和4年度に実施した「三春滝ザクラ天然記念物指定100周年記念事業」を契機として、「三春滝桜」の保護、管理及び周辺地域の環境保全並びに町の観光振興のより一層の充実を図ること。また、「三春滝桜」の魅力発信と次代へ継承するための取り組みを継続して実施していくことを目的とし、令和5年12月に条例を改正し、観桜料の額を300円から500円に変更させていただきました。

条例の趣旨をご理解いただき、三春滝桜の観桜の際は、「観桜料」の負担について、ご協力をお願い申し上げます。

観桜券(電子チケット)の事前販売

観桜料は、観桜券の購入により、ご負担をいただいております。

観桜券の事前購入により、混雑を避け、優先入場が可能です。

事前販売はこちら ⇒



滝桜開花情報のお問い合わせは

(株)三春まちづくり公社
観光部

TEL.0247-62-3690

三春町字北町10
<https://miharukoma.com>



三春町役場産業課

TEL.0247-62-3960

三春町字大町1-2
<https://www.town.miharu.fukushima.jp>

